

日本専門医機構による新専門医制度に於ける 外科専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構(以下機構)による新専門医制度に於ける外科専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由(留学や出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など)により、以下の更新申請資格を満たさない場合は、付記Ⅰをご覧ください。なお、外科専門医を3回更新し、4回目の更新以降、NCD登録に基づく診療実績評価を本人の申し出があれば免除することができます。付記Ⅱ。「4回目以降の更新」をご覧ください。

以下に「専門医制度整備指針」を基にした外科専門医の更新基準を記載しますので、これにしたがって、日本外科学会の所定のWebシステムを介して外科専門医更新申請を行ってください。ただし、この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

更新基準

① 勤務実態の自己申告(必須)

所定のWebシステムに勤務実態を証明する「自己申告書」を登録してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

なお、更新申請時において、日本外科学会の会員でなければなりません。

② 診療実績の証明(必須)

過去5年間に術者あるいは助手として100例以上の手術に従事し、NCDに登録していることが必要です。手術の内容については「外科領域経験目標(参考資料1)」に準じ、症例の内容は問いません。100例以上の登録があれば、下記の③のi)の更新単位として算定し、一律10単位を付与します。100例に満たない場合には0単位となります。

付記 手術症例は、NCDのデータベースから抽出します。なお、NCDでは、当年1月から12月までの手術症例は、原則として翌年3月末日を登録承認期限としています。その他、NCD登録の詳細などは、NCD事務局に照会してください。

③ 更新単位 50 単位（必須）

外科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得が必要です。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 8 単位、最大 10 単位 （このうち 8 単位は必修講習）
iii) 外科領域講習	最小 20 単位 （このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 2 単位、最大 10 単位 （このうち 2 単位は必修）

i) 診療実績の証明（10 単位）

上記の②の記載のとおりです。

ii) 専門医共通講習（最小 8 単位、最大 10 単位：ただし、必修 8 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。共通講習は、機構が開催するもの、基幹施設・連携施設である医療機関が開催するもの、または各領域学会または日本医師会および都道府県医師会（群市区医師会含む）が開催するもの、機構があらかじめ認定した省庁、各種公共団体およびそれに準じる団体などが想定されます。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間以上 2 時間未満のものは 1 単位、2 時間以上のものは 2 単位と算定します（e ラーニング含む）。

日本外科学会または関連する学会や団体等が開催する講習は、原則として日本外科学会専門医制度委員会で審査・認定します。各都道府県の医師会が開催するものは原則として各都道府県医師会で審査・認定します。基幹施設・連携施設が開催するものについては、原則として機構で審査・認定を行います。

なお、日本外科学会専門医制度委員会が専門医更新のための受講として適切であると認定した場合は、ワークショップ、シンポジウムなどの聴講も単位に含めることもあります。営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、日本外科学会専門医制度委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません）。なお、講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます（上限数制限なし）。

受講講習については、受講証明書のスキャンデータ等を添付して、所定の Web システムに登録してください。

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が 50 となるように勘案してください。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します (1)～8) は必修項目：5 年間に 1 単位以上)。

- 1) 医療安全
- 2) 感染対策
- 3) 医療倫理
- 4) 医療制度と法律
- 5) 地域医療
- 6) 医療福祉制度
- 7) 医療経済 (保険医療等)
- 8) 両立支援
- 9) 臨床研究・臨床試験
- 10) 災害医療

iii) 外科領域講習 (最小 20 単位：ただし、認定を受けた外科総論講習を 5 単位以上含むこと)

外科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。

単位付与の対象にできる講習等は「外科専門医 教育研修単位一覧表 (参照資料 2)」で確認してください。日本外科学会が主催および指定する外科総論に関する e-ラーニングを 5 年間のうち必ず 5 単位分は受講することが必須です。営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。(ただし、日本外科学会専門医制度委員会で認められたものについてはこの限りではありません)。

受講証明書のスキャンデータ等を添付して、所定の Web システムに登録してください。

また、講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができます (上限数制限なし)

これらの単位については、他の項目の最大単位もよく確認の上、総単位数が 50 となるように勘案してください。

講習の規定は専門医共通講習と同様です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (最小 2 単位、最大 10 単位)

算定可能な単位については、下記 1～6 および「外科専門医教育研修単位一覧表 (参考資料 2)」で確認してください。ただし、最大 10 単位までとします。

日本外科学定期学術集會に 5 年間のうちに必ず 1 回 (2 単位) 以上の参加が必須で

す。他の学術集会への参加も各 1～2 単位で付与します。詳細は「外科専門医 教育研修単位一覧表（参照資料 2）」で確認してください。学術集会（地方会を含む）への参加実績は 5 年間で最大 6 単位まで付与します。

それぞれの参加証明書のスキャンデータ等を添付して、所定の Web システムに登録してください。

これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、総単位数が 50 となるように勘案してください。

- 1, 日本外科学会の専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1 年度につき 1 単位算定できますが、委員としての委嘱状のスキャンデータを登録すること。
- 2, 日本外科学会の学術雑誌の査読を行った場合、1 論文につき 1 単位算定できますが、査読の依頼状と査読結果のスキャンデータを登録すること。
- 3, 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約 60 分で 1 単位（上限回数制限なし）算定できますが、講演会プログラム等スキャンデータを登録すること。
- 4, 校医を 1 年以上務めた場合、2 単位（5 年間で上限 2 単位）算定できますが、委嘱状のスキャンデータを登録すること。
- 5, 日本外科学会の講演会等で座長、司会を行った場合 1 単位算定できますが、その証明に抄録、プログラムのスキャンデータを登録すること。
- 6, 日本外科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合 1 年度につき 2 単位算定できますが、委嘱状のスキャンデータを登録すること。

付記

I. 特別な理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、管理職就任など）のために専門医更新ができない場合の対応において各専門医が事情に応じて以下の 2 つ（I 又は II）の方法のどちらかを選択することができます。

I-1 「専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などは継続できる場合：診療実績としての手術症例数が不足する場合」

更新基準のうち、「診療実績の証明：過去 5 年の間に、NCD に登録した 100 例以上の手術に従事していること」のみを満たさない場合は、日本外科学会認定登録医*として登録できます。なお、日本外科学会認定登録医は標榜できませんが、次年度以降に規定の講習会受講及び診療経験（手術症例）を提示することで外科専門医へ再び移行することができます**。

*日本外科学会認定登録医は機構の認証する資格ではなく、自己学習は継続できるが「過去 5 年の間に、NCD に登録した 100 例以上の手術に従事していること」を満たさない場合の日本外科学会による認証資格で日本外科学会が管理いたします。

****外科専門医への移行申請を行う場合**

日本外科学会認定登録医で講習会受講及び診療経験(手術症例)を充足している場合(過去5年の間で100例以上の手術に従事し、自己学習を満たしている)、日本外科学会の所定のWebシステムを介して外科専門医への移行申請を行うことができます。

I-2「上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合」

何らかの事情のため更新基準を満たせず、専門医の更新ができなかった場合には、資格を失効します。ただし、失効後、所定の講習会受講の要件を充たすことで日本外科学会認定登録医として登録することができます。日本外科学会認定登録医として登録することで、上記Iのとおり、講習会受講及び診療経験(手術症例)を充足した場合に次年度以降に外科専門医へ移行することができます。

II. 「4回目以降の更新」

外科専門医を3回更新し、4回目の更新以降、診療実績の10単位を免除した40単位で更新することができます。なお、回数の算定は、学会認定の外科専門医更新回数から通算します。

III. 「外科サブスペシャリティ専門医を取得している場合(連動更新)」

外科専門医を取得済みであり、且つ外科専門医を基盤とするサブスペシャリティの専門医(消化器外科専門医、心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医、乳腺専門医、内分泌外科専門医:以下サブスペシャリティ専門医)も取得済みである場合、サブスペシャリティ専門医が機構に認定済みであり、且つ更新要件が外科専門医の更新要件を包含していれば、「連動更新***」を行うことができます。

*****「連動更新」の基本的な枠組みは以下のとおりです。**

1) サブスペシャリティ専門医の有効期限が外科専門医の有効期限よりも長い場合
⇒外科専門医の有効期限をサブスペシャリティ専門医の有効期限まで延長する。

2) 外科専門医とサブスペシャリティ専門医の有効期限が同一である場合
⇒サブスペシャリティ専門医が更新されれば、外科専門医の更新も認める。

なお、運用のスキーム詳細は以下のとおりである。

1) 外科専門医の更新時期に、既にサブスペシャリティ専門医も認定済みであり、将来的に連動更新を希望する場合には、サブスペシャリティ専門医の有効期限まで、外科専門医の有効期限を無審査・無償で延長することで、双方の有効期限を合致させる。

2) 外科専門医と、サブスペシャリティ専門医の双方の更新時期に、外科専門医においては「通常の5年分の更新要件」と「延長期間分の研修実績」を合計して確認し、サブスペシャリティ領域の専門医においては「通常の5年分の更新要件」を確認し、

それぞれ充足されていれば更新を認める。

3) 上記2)の「延長期間分の研修実績」とは、「通常の5年分の更新要件（講習受講50単位＋手術経験100例）」の延長期間分のことであり、例えば延長期間が1年であれば更新要件の1/5（更新受講10単位＋手術経験20例）とし、延長期間が4年であれば更新要件の4/5（更新受講40単位＋手術経験80例）として、「通常の5年分の更新要件」と合計して、一括して充足を確認する。

4) 上記2)で更新が認められてから、さらに5年後の外科専門医と、サブスペシャリティ専門医の双方の更新においては、サブスペシャリティ専門医としての「通常の5年分の更新要件」の充足を確認すれば、外科専門医の更新要件も充足しているものとして、連動更新を適用する。

5) 以降、4)を繰り返す。

※上記2)において、サブスペシャリティ専門医の更新を行えなかった場合でも、外科専門医の延長期間分の認定を遡って剥奪することはなく、外科専門医としての「通常の5年分の更新要件」と「延長期間分の研修実績」を一括して確認して、充足されていれば、外科専門医のみの更新を認める。

IV. 認定期間について

外科専門医の認定期間は1月1日から5年後の12月31日までとする。